2014年 2月10日 第1078号 1

茨城の教育

茨城県高等学校教職員組合310-0853 茨城県水戸市平須町表原 1-93telephone029-305-3075facsimile029-305-3317/www.mito.ne.jp/-iba-kou/

県教委保健体育課における生徒の健康と安全への無関心

茨城県高等学校教職員組合は、学校における教育条件整備にかんして毎年度、茨城県教育委員会に要求書を提出し交渉をおこなっている。

昨年8月28日の交渉で、県教委が再検討する

として持ち帰った件(本紙第1071号・2013年9月10日)について、11月25日、さらに1月16日にかさねて交渉をおこなった。

概要はつぎのとおり。

○熱中症防止の対策なし

県教育委員会は、昨年8月19日づけの熱中症防止に関する通知で、各学校に対して「部活動及び屋内外での教育活動全般におきまして[……]事故防止のために万全を期するよう」求めた。しかし、県教委はなにひとつ具体策を講じていない。

高温・多湿の環境下での発汗による水分喪失と、皮膚血管の拡張による内臓の血液循環障害、低ナトリウム血症による筋痙攣と急性腎不全、そして脳血流減少と脳温度上昇が体温調節中枢を障害することによる高体温と多臓器不全——熱中症は生命の危険に直結する。

交渉において、教室の冷房について保護者団体に負担をおしつけず、県としての対策をとるよう求めたが、一般教室へのエアコン設置については特別支援学校での段階的設置にとどまっている。

昨夏は、夏の高校野球茨城県 誠男 大会一回戦の3日間に26人の から 救急搬送者を含む220人の熱中 した 症患者を出した(本紙第1069号・ た。 2013年7月25日)。

来年度の高校野球応援での熱中症多発について、県教委としての対応を求めたが、一切具体策を示していない。このまま漫然と従来方法を踏襲すれば、早晩重大事故をひきおこすことは必至である。(この件は、交渉続行となった。)

○放置される放射能汚染

高教組は、県南の「ホットスポット」地域の学校(本紙第1063,1064,1067号)について国が除染を怠っているので設置者である茨城県が何らかの措置をとるべきであるとして対処を求めている。これに対し、8月に保健体育課学校保健・安全担当の郡司寿係長は「(除染すべきという)気持ちは同じだ。どういう対応をとれるか、検討させていただく」旨回答した。

ところが、11月の交渉に無断 欠席したあげく、1月には、県 独自の対処をおこなわないと回 答した。幾重にも約束を破る不 誠実な態度であり、交渉参加者 から公務員としての職責を自覚 しない態度に批判の声があがっ

除染が必要でないとする根拠

を問うと、 $\lceil 0.23 \mu \text{ Sv/h}$ のところには長時間とどまらなければ健康への影響はない」というものであった。

これに対し、(1) 校内にはひろく汚染物質が堆積しており、それらの場所に近づかないことは無理で外部被曝は不可避である方え、(2) 側溝・芝生などに堆積・付着した放射性物質は、今後風雨や工事により飛散・移動することは避けられず、呼吸による吸入や飲食物への混入などによって内部被曝を引き起こすとは必至であるから、早急に収集・隔離すべきと指摘した。

しかし郡司係長は、「外部被曝」 と「内部被曝」の意味の違いす ら知らないなど、放射能対策に 関して基本的理解を欠いており、 なんの根拠もなく無責任に拒否 回答を繰り返すのみであった。

児童・生徒・教職員の生命・ 健康に関する重大問題がいくつ も指摘されているのであるから、 本来であれば保健体育課長が出 席して回答すべきところである。 権限のない係長だけを出席させ、 根拠もなく無責任な発言をさせ ている茨城県教育委員会の姿勢 は容認し難い。第

臨時教職員交流会で年度末の健康保険継続問題討議

茨高教組臨時教職員部は、1 月19日の午後、水戸市国際交 流センターにおいて、臨時教職 員の交流会「ぶっちゃけの集い」 (第10回)を開催した。

高等学校、特別支援学校、聾学校から参加があり、これまでの経験や現在の状況、日頃感じている事などが自由に話し合われた。児童・生徒のために真摯に仕事に取り組んでいる様子が伝わってくると同時に、一方で、療養休暇の取得について悩み、次年度も雇用が継続するかどう

か不安を抱き、年度末に健康保険(「協会けんぽ」)が「切れて」 不便を強いられている状況が改めて浮き彫りとなった。

県教委が臨時教職員の任用期間の終了を3月27日としているとによって、「協会けんぽ」の加入資格は2月末までとなっている。そのため、3月に「国民健康保険」へ移行し、次年度の雇用が継続すれば4月に「協会けんぽ」に再加入しなければならない。その上、保険証の交付が4月中旬から下旬になるた

め、その間医療機関で受診する 場合には別の手続きが必要とな る。

これについては「協会けんぽ」 を継続できるよう、従来も県教 委に要求してきたが、参加者か ら「健康保険被保険者資格証明 書交付」制度の活用が提案され た。

臨時教職員部は今後もこうした意見交流会や職場でのアンケートを通して、勤務条件の改善にとりくんでいく。第

ロック『統治二論』における国家創設の目的としての"プロパティー"

社会契約論における自然権と社会形成の関係

自民党が2012年に公表した「日本国憲法改正草案」は、日本国憲法における基本的人権規定を「西欧の天賦人権説」として根本的に排除しつつ、軍国主義的・全体主義的国家体制の樹立をめざす。

しかし、自然権思想と社会契約論を全面否定することは、現代国家存立の基盤を破壊することに

なる。基本的人権をみとめずに国家の正統性を論 証するこころみとしての「改憲草案」は、成功し ないのである。

「自民改憲草案」の自家撞着を、前号のホッブズ につづいて、ロックの論理の分析によって明らか にする。

ホッブズとロック

絶対主義の擁護者という根拠のない誤解のもとにおかれたホッブズとは対照的に、ロックはアメリカ独立革命の思想的根拠とされ、近代国家原理の定礎者としての不動の地位を占める。このように、教科書的な類型的解釈は過度にホッブズとロックの差異を強調し、一方を「絶対主義の擁護者」、他方を「近代民主主義の旗手」に祭り上げる。

時代背景を無視して捏造され た両者の「差異」に幻惑されず、 自然権と社会契約による国家創設というふたりの論理の共通性に注目しよう。

ロックの『統治二論』

ロックの『統治二論 Two 関する Treatise of Government』(1690 Govern 年)は、タイトルのとおりふた と誤っつの部分からなる。第 1 部は、 "civil" 王権神授説によって専制支配を 嬢vern 擁護するためステュアート復古 ではな 王政期(1660-88年)に再刊され ある。) た、サー・ロバート・フィルマー の著作『パトリアーカ』の批判 著作の でいるでいる。(三流思想家フィル 下、訳)

マーはロックのおかげで、政治思想 中に不朽の名を残すことになった。)

『統治二論』の第2部は「政治的統治 Civil Government」の成立と目的ならびにその交代に関する議論が展開される。(Civil Government は、かつては「市民政府」と誤って訳された。17世紀当時の"civil"は"political"と同義である。government は機関としての「政府」ではなく、行為としての「統治」である。)

『統治二論』のサブタイトルが 著作の構成を簡潔に表現する(以 下、訳は加藤節の岩波書店版〔2007 年〕による。ただし一部改訳)。

「前篇では、サー・ロバート・ フィルマーおよびその追随者 たちの誤った諸原理と論拠と が摘発され、打倒される。後 篇は、政治的統治の真の起源 と範囲と目的とに関する一論 考である。」

ホッブズをうけつぐ

ホッブズは、人間の感覚・感情・ 理性などの分析からはじめ、集 団としての人間の状態(自然状 態 natural condition)の解明へ とすすむ。個人としての人間が 組織体としての政治的共同体を 形成する全過程が、外部からの 介入の結果としてではなく、内 的要因による自己運動として記 述される。

ホッブズによれば、政治的 共同体 commonwealth の設 立 institution は、人々の群衆 multitude が次のとおり合意す る agree ことによって実現す る。——各人 everyone と各人と が、人々のなかで平和に生活し ほかの人々から保護されること を目的として、ひとりまたは合 議体 assembly に自分たちすべて の人格 person を表現する権利を 与え、そのひとりまたは合議体 の行為と判断を、じぶんたちの ものとして権威づける authorize ことを契約する covenant——

ホッブズにくらべるとロック の記述はあっさりとしていて、 ホッブズのように物体 body と しての人間(現代風にいえば生 物としてのヒト) の分析から段 階をおって順次複雑で高次の段 階へと体系的に論証することは しない。しかし、『統治二論』の 叙述を見てゆくと、自然権の内

容、自然状態の実状、自然権放 棄による政治的統治の樹立の経 緯などについて、『リヴァイアサ ン』におけるホッブズの論証と おおむね同じ趣旨の主張が提示 されている。

戦争状態でもありうる自然状態

『政治・経済』の教科書などで は、ホッブズが自然状態を悲惨 な戦争状態 condition of war と して描くのに対して、ロックは 自然状態を自然法 law of nature が支配する平和な状態として捉 えるのであり、両者の思想はまっ たく異なるという類型的な説明 がされる。しかし、これは誤り である。ロックはいう。

「人々が理性に従ってともに 生活しながら、しかも、彼ら の間を裁く権威を備えた共通 の上位者 common superior を 地上にもたない場合、これこ そが、まさしく自然状態にほ かならない。」そして、「実力 行使それ自体や、他人の身体 に対する実力行使の公然たる 企図が存在しながら、それか らの救済を訴えるべき共通の 上位者が地上にいない場合、 それは戦争状態である。」(II-19 〔後篇の19節。以下同様〕)

ロックにとっても、自然状態は 常に平和な状態なのではない。 戦争状態としての自然状態もあ りうるのだ。

「〔自然状態において〕損害を 受けたものは、自己保存の権 利 right of self-preservation によって、加害者の財貨ま たは奉仕を自分のものにす る権力 power をもつが、そ れは、すべての人間が、全 人類を保全する権利 right of

preserving all mankind、また この目的のために合理的なこ と reasonable things なら何を してもよいという権利によっ て、罪悪が再び行われること を阻止するために罪悪を処罰 する権力 power をもつ〔から である]。」「このように、自 然状態においては、すべての 人間が殺人を犯す者 murderer を殺す権力をもつ。| (II-11)

まるでホッブズの言葉と見紛う ばかりである。

ロックは、パトロンのシャフ ツベリ伯爵とともに、カトリッ クの大国フランスの絶対君主ル イ14世と提携して宗教弾圧を 強めるイングランドのステュ アート復古王政勢力と対立し、 カトリックの王弟ジェームズ(の ちのジェームズ2世)の王位継承 排斥問題で生命の危険にさらさ れていた。

ロックにとって、復古王政は 「人民を外国の勢力に引き渡し」 (II-217)、「最高の執行権力をも つ者が、その責務を怠ったり放 棄したりして」「統治を解体し」 (II-219)、「信託に背いて行動し」 (II-221)、「人民のプロバティー を奪い、破壊しようとする」勢 力であった。それはイングラン ド社会を戦争状態としての自然 状態へと転落させるものにほか ならなかった。

同意による社会の形成

戦争状態を回避し、平和と安 全を実現するにはどうすべきか。 ロックの主張をみてゆこう。

先述のとおり、自然状態は容 易に戦争状態に転化する。すな わち、

「〔自然状態における人間は〕

自分自身の身体と所有物との 絶対的な主人公」であるが、 「だれもが彼と同じように王 であり、彼と同等者であって、 しかも大部分の者が公正と正 義 equity and justice との厳格 な遵守者ではないので、彼が 自然状態においてもっている プロパティーの享受はきわめ て不安定で不確実である。」 (II-123)

平和と安全を実現するためには、 自然状態を脱して社会を形成す る必要がある。

「私がプロパティーという一 般名辞で呼ぶ生命 lives、自由 liberties、資産 estates の相互 的な保全のために、彼が、す でに結合しているか、あるい は結合しようと考えているほ かの人々とともに社会 society を作ることを求め、すすんで これに加わることを欲するの は、決して理由のないことで はない。」(II-123)

社会は何者かによってあらかじ め与えられているのではない。 人間がみずからの手によってつ くりだすのである。

「人間はすべて、生来的に自 由で平等で独立した存在であ るから、誰も、自分自身の同 意 consent なしに、この状 態を脱して、他者のもつ政 治権力に服することはできな い。従って、人々が、自分の 自然の自由を放棄して、政治 社会 civil society の拘束の下 に身を置く唯一の方法は、他 人と合意して agreeing with other men、自分のプロパ ティーと、共同体に属さない 人に対するより大きな保障と を安全に享受することを通じ

て互いに快適で安全で平和 な生活 confortable, safe, and peaceable living をおくるため に、一つの共同体 community に加入し結合することに求め られる。」(II-95)

共同体の権力は何者かによって 与えられるのではない。一人一 人の人間がもっている自然の権 利がその起源となる。

「人々は、彼ら一人一人が もっていた処罰権力 power of punishing をすすんで放棄 し、その権力が、自分たちの 間でそのために任命された者 によってのみ、そして、共同 体自体が、あるいは共同体か らそのための権威を授権され た人々が合意した規則に従っ て行使される be exercised ようにするのである。ここ に、われわれは、統治と社会 governments and societies \succeq and rise とを見るとともに、 立法権力と執行権力との本来 の権利と起源とをも見るので ある。| (II-127)

前号でみたホッブズとまったく 同じく、ロックにおいても個人 の自然権が国家権力の起源なの である。

自然権理論と社会契約論を「西 欧の天賦人権説」と称して全面 排除する自民党改憲草案は、基 本的人権だけでなく、国家権力 の論理的前提まで全部否認して いることになる。軽率な人権否 定が国家存立の基盤を掘り崩す 愚行にほかならないことは明ら かだろう。「草案」が、日本神話 にたよって現代国家の存在意義 を語る時代錯誤におちいるのも 必然である。

ロックにおける「プロパティー」

これまでの引用文中に何度も 出てきた「プロパティー」につ いてふれておこう。従来『統治 二論』における「プロパティー」 は、「所有」ないし「所有権」と誤っ て翻訳され、理解されて来た(鵜 飼信成訳岩波文庫版など)。上の引 用部分をみても、「所有〔権〕」 と訳しては意味が通らないのに、 堂々と通用してきた。ホッブズ だけでなく、ロックもまた正当 に理解されてこなかったのであ

ロックのいう、政治的統治 civil government 実現の目的とし ての各人の「プロパティー」には、 「生命 lives、自由」も含まれる。 資本主義的な私有財産制度をま もるために国家が樹立されるの ではない。そうしてみると、日 本国憲法第29条が保障する「財 のそもそもの権利と起源 right 産権」(英訳では right to own or to hold property) を、たんに モノとしての財産の私的所有と いう資本主義的原則ととらえる のではなく、第25条の「健康 で文化的な生活 wholesome and cultured living」と一体的なもの として理解し、解釈しなおすべ きであろう。

> 福島第一原子力発電所の事故 により、国民のプロパティー(生 命=生活 life、自由、資産)が大 規模かつ深刻に侵害された。プ ロパティーを守るべき政治的統 治によって、国民のプロパティー に回復困難な打撃がもたらされ たのである。現代のわれわれは、 ロックの議論を参照しつつ基本 的人権の内実をとらえなおす課 題に直面しているのではないだ ろうか。出